

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十号

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第百十五条の二の二第一項第一号」を「第百二十九条の二の三第一項第一号ロ」に改める。

第二十条中「改築」の下に「、移転」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。